

中央税務会計事務所「ニュース」

所得税の確定申告

▼2月16日(木)～3月15日(木)▲

所得税の確定申告の時期がやってきました。
平成23年分所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成24年2月16日から同年3月15日までです。
必要書類等のご用意はお早めに。

所得税の確定申告とは毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得金額を総決算し、その所得金額についての税金を確定して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きを行います。
課税される所得の種類は

「事業所得」「不動産所得」「利子所得」「配当所得」「給与所得」「雑所得」「譲渡所得」「一時所得」「山林所得」「退職所得」の10種類に分類されます。
ここでは、給与所得がある人で確定申告をしなければならぬ場合についての主なポイントにふれてみました。

■「給与所得」がある人

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税が精算されるため申告は不要ですが、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する人は確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ① 平成23年中の給与の収入金額が2000万円を超える
- ② 平成23年中に給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- ③ 平成23年中に給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、平成23年中にその同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた
- ⑤ 平成23年中の給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている

【昨年から主な改正事項】

- ◆ 年金所得者に係る確定申告不要制度が創設されました。
- ◆ 扶養控除等が次の通り改正されました。

① 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。

② 特定扶養親族(控除額63万円)の範囲が、年齢19歳以上23歳未満(改正前:16歳以上23歳未満)の扶養親族とされました。

③ 扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円(改正前:40万円)に引き上げられました。

▼ このほかにも、「住宅税制」「寄附金控除」「東日本大震災関連」などの項目についても改正や創設が行われておりますので注意しましょう。

◆事業所得者の確定申告に際して◆ 事業所得の課税のしくみ

3月15日は平成23年分の所得税の確定申告期限日です。

一般のサラリーマン（給与所得者）などは、先の年末調整により所得税の精算を終えているため、平成23年中の給与の収入金額が2000万円を超える人などを除いては申告義務は無いのですが、一般の事業所得者は一部の人を除いてほとんどの人が申告することになります。

そこでここでは、事業所得の金額を計算する上での主な注意点について記しました。

事業所得とは

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業を営んでいる人のその事業から生ずる所得をいいます。

ただし、不動産の貸付けや山林の譲渡による所得は事業所得ではなく、原則として不動産所得や山林所得になります。

所得の計算方法

事業所得の金額は次のように計算します。

総収入金額－必要経費
＝事業所得の金額

■総収入金額

事業所得の総収入金額には、金銭による収入だけでなく物又は権利等を取得する時における価額や経済的利益を享受する時における価額も含まれます。

その年において収入すべき金額は、原則として、年末までに現実金銭等を受領していなくとも「収入すべき権利の確定した金額」になります。したがって、実際に金銭等を受領したか否か、また、代金を請求したか否かは関係がありません。

例えば、その年の12月20日に商品売って、その代金は年を越して翌年の1月10日に受け取ったような場合には、商品売った年の収入になります。

ります。

また、商品を自家用に消費した場合や贈与した場合には、その商品の販売があったものとして取り扱われ、その商品価額が収入金額となります。

さらに、商品について災害や盗難などで損害を受けた際に受け取る保険金や損害賠償金、公共事業などの施行による休業などの補償として受け取る補償金なども収入金額に含まれることとされています。

このほかに、空箱や作業くずなどの売却代金、仕入割引やリベート収入なども収入金額に含まれます。

■必要経費

事業所得の計算上、総収入金額から差し引くことのできる必要経費とは、収入を得るために直接必要な売上原価や販売費、管理費その他費用のことをいい、主に次のようなものがあります。

【売上原価】

商品の仕入れや製造にかかる費用。

【租税公課】

業務に関連して納付すべきこととなった税金などの費用で、主に固定資産税、自動車税、事業税、印紙税など。

ただし、所得税、住民税、延滞税、罰金などは必要経費とはなりません。

【荷造運賃】
商品発送のための宅急便代や梱包材料費など。

【水道光熱費】
水道、電気、ガス料金。

【旅費交通費】

電車、バスなどの乗車券代や出張宿泊費など。

【通信費】

電話代、ハガキ・切手代、プロバイダー料金など。

【広告宣伝費】

広告費用、求人費用、宣伝用名人タオル費用など。

【接待交際費】

取引先への接待費用や贈答品の購入費用などで事業を営む上で必要と認められるもの。

【修繕費】

建物、機械器具、備品などの修理費用。ただし、固定資産に手を加えたことで、その資産価額が増加したり、使用可能年数が延長したりするのは資本的支出といい、所得金額の計算上はその資産の取得価額に加算され、減価償却の方法によって順

次費用化することになります。

【損害保険料】

事務所や工場などの資産に対する火災保険料、自動車保険料など。

【消耗品費】

事務用品などのオフィス用品代や、備品などのうち使用可能期間が1年未満のものや取得価額が10万円未満のもの。

【福利厚生費】

従業員の慰安、医務衛生のために支払った費用。

【給料賃金】

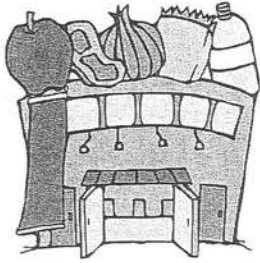
従業員に支払った給料・賃金。現金のほか食事や制服などの現物給与も含まれます。

【地代家賃】

店舗、車庫、材料置場などの支店地代及び家賃。

【利子割引料】

事業用資金の借入金に対する利子



や受取手形の割引料など。

【支払手数料】

銀行の振込手数料や売買契約の仲介者に支払う手数料など。

【減価償却費】

事業用の建物、機械器具、車両運搬具などの資産の取得費用は、その資産が使用に耐えられなくなるまでの収入に対応しているといえますから、支出した年に全額を必要経費としないで、一定の方法によりこれらの資産の使用期間に配分して必要経費化していきます。このように配分された金額を減価償却費といい、その額が必要経費となります。

【貸倒金】

売掛金、未収金、貸付金などの事業用の債権で貸倒れなどによる損失の金額。貸倒れというのは、債務者の資産状況や支払能力などからみて回収することができないと認められる場合です。

【損害賠償金】

商品配達中に起こした交通事故で被害者に支払う損害賠償金などのように、業務遂行に関連する行為により負担した損害賠償金。ただし、それが故意や重過失によるものである

場合は必要経費に算入することはできません。

▼なお、家上の経費は必要経費にはなりません。家上の経費に
関連する経費のうち、事業所得を生ずべき業務の遂行上必要である部分を明らかにすることができる場合はその部分に相当する経費の金額は必要経費となります。

例えば、店舗併用住宅に係る固定資産税、火災保険などは、建物の総床面積のうちに占める店舗部分の割合によって必要経費になる金額を計算します。

また、水道代、電気代、ガス代などの水道光熱費、電話料金などの通信費は使用頻度の実態に応じて割合を決めます。

■必要経費の特例

① 家内労働者等の

所得計算の特例

家内労働者等については、必要経費の額が65万円に満たない場合には、最高65万円まで必要経費とすることができの特例があります。

② 事業に専ら従事する親族が

ある場合の必要経費の特例

事業主が生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給料などは、原則として必要経費に算入されません。ただし、一定の要件に該当する場合には、それぞれ次のように取り扱われ、必要経費に算入することができます。

〈青色申告者の場合〉

事業主と生計を一にする配偶者その他の親族が、事業主の事業に従事することができると認められる期間の2分の1を超える期間、その事業に専ら従事することにより、税務署長に提出された届出書に記載された範囲内の給与の支払いを受けた場合には、事業主はその給与の額のうち労務の対価として適正な金額を事業所得の必要経費に算入することができます。

〈白色申告者の場合〉

事業主と生計を一にする配偶者その他の親族が、事業主の事業にその年を通じて6カ月を超える期間、その事業に専ら従事した場合には、事業主は、親族1人につき最高50万円（配偶者の場合には最高86万円）を必要経費とみなして、事業所得の計算をすることができます。

2月の税務

- 1 23年分所得税の確定申告
(2月16日から3月15日まで)
- 2 贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
- 3 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限 … 2月中において市町村の条例で定める日
- 4 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限 … 2月10日
- 5 23年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき
社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・
法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限 … 2月29日
- 6 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間
短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限 … 2月29日
- 7 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・
地方消費税)
申告期限 … 2月29日
- 8 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費
税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限 … 2月29日
- 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決
算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限 … 2月29日
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月
決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決
算法人は2ヶ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限 … 2月29日

※ 税理士記念日 … 2月23日

編集発行人

所長税理士	中島	智	
所長補佐税理士	中島	由雅	
副所長税理士	平田	保	
〃	〃	中村	和夫
〃	〃	奥原	康之
〃	〃	山田	潔
〃	〃	重野	良二
〃	〃	江村	一郎
〃	〃	小島	正幸
〃 医療担当		加藤	登
〃 金融担当		丹呉	邦平
顧問農学博士	中島	宏	

〒338-0012

さいたま市中央区大戸

6-30-1

Tel 048-855-4466

Fax 048-855-2288

《通信欄》今年も早くも
 一ヶ月過ぎました。
 国会もいよいよ本格審議
 に入りました、関心のある
 衆議院議員定数削減に
 ついて、このままの削減案は
 与野党議員の賛成を得る
 事は難しいと思っております
 今の小選挙区制と比例制
 をやめて、中選挙区ある
 いは大選挙区に改定す
 れば議員の皆様の賛
 成を得られようと思ってい
 ます(私見)
 議員の定数を削減しない
 と、消費税増税も難しい
 と思っております(私見)
 と思っています(中島)